

知多市在宅ケアセンター訪問看護ステーション重要事項説明書

1 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

病気やけがなどにより在宅療養をしている状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた方に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

在宅療養をしている方、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている方の心身の特性をふまえて、生活の質の確保を重視した在宅療養が続けられるように支援します。

事業の実施にあたっては、関係医療機関や地域の保健・医療・福祉・介護サービスとの密接な連携を図り、総合的な看護の提供に努めます。

2 当事業所の概要

名 称	知多市在宅ケアセンター訪問看護ステーション
所 在 地	知多市新知字永井2番地の1
電 話	0562-54-4500
事業所番号	介護保険 2364390019 医療保険 4390019
営 業 時 間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休業日
所 長	榊 原 美 知 代
管 理 者	榊 原 美 知 代
職員体制	看護師8名(常勤5名 非常勤3名) 事務1名(非常勤)

3 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、知多市内とします。

4 訪問看護の内容

- (1) 病状や障がい、全身状態の観察
- (2) 清拭、洗髪などによる清潔の保持
- (3) 排泄の介助、指導
- (4) 褥瘡の予防や処置
- (5) 運動機能リハビリテーションの介助や指導
- (6) 摂食・嚥下リハビリテーション
- (7) カテーテルなどの管理
- (8) 療養生活や介護方法の助言
- (9) 認知症の看護

- (10) 終末期の看護
- (11) その他医師の指示による必要な医療処置など

5 訪問看護の利用に関する事項

(1) 訪問看護の開始

ア 外泊中の場合

訪問看護の依頼をいただいた後、主治医と連絡をとり、「訪問看護指示書」をいただき、所定の「第1号様式（第4条関係）知多市在宅ケアセンター利用申込書」を提出していただきます。その後、業務内容等についてご相談のうえ、訪問日、訪問時間を調整し、訪問看護職員がご自宅に訪問します。訪問後は主治医に対し「訪問看護報告書」を提出します。また、訪問看護を提供するにあたり、主治医や病棟看護師等との密接な連携に努めます。

イ 在宅療養の場合

訪問看護の依頼をいただいた後、主治医と連絡をとり、「訪問看護指示書」に記された指示のもとに訪問看護職員がお伺いします。その後、業務内容や、訪問日、訪問時間等についてご相談し契約を締結します。

訪問看護職員は、主治医に対して「訪問看護計画書」「訪問看護報告書」を提出します。訪問看護を提供するにあたり、介護支援専門員やその他の保健・医療・福祉・介護サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(2) 訪問看護の終了

ア 利用者の都合で訪問看護を終了する場合

訪問看護の終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合で訪問看護を終了する場合

やむを得ない事情により訪問看護の提供を終了させていただく場合があります。

ウ 自動的に終了する場合

- ・利用者が医療施設等へ帰院した場合
- ・利用者が死亡した場合

(3) その他

ア 悪天候で往復途上での危険が予測される場合は、訪問日時を変更させていただく場合があります。

イ 訪問日や訪問時間の変更または中止を希望される時は、できるだけお早めにご連絡ください。

ウ 看護職員は緊急時に備えて4～5人の看護師で対応させていただきますが、やむを得ず訪問日や訪問時間の変更をさせていただく場合は、あらかじめご連絡し調整させていただきますのでご了承ください。

6 緊急時における対応方法

訪問中に容体の急変等があった場合には、応急手当を行うとともに必要に応じて主治医、ご家族へ連絡します。また、主治医の指示に従って利用者へ必要な対応を行い、その結果を報告します。

7 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 衛生管理等

- (1) 看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

ア 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。

イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

ウ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 利用料金と支払い方法

(1) 利用料金

ア 介護保険：別紙1をご覧ください。

イ 医療保険：別紙2をご覧ください。

ウ 訪問看護休日等の利用料：別表（第7条関係）をご覧ください。

(2) 支払い方法

毎月15日までに、前月分の訪問看護費請求明細書、自己負担金の案内と前々月の領収書を送付します。

お支払いは金融機関（ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行を除く）からの口座引落とし（翌月の最終営業日）か、市役所または金融機関の窓口でお願いいたします。

窓口払いの場合は、納付書を発行いたしますので職員までお申し出ください。職員は現金の取り扱いはいたしません。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の発生の又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を置いています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

- (1) 事業者は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業者はやむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録することとします。

(1) 知多市在宅ケアセンター (祝日、年末年始を除く)	月～金	午前8時30分～午後5時15分
窓口責任者	知多市在宅ケアセンター所長	榊原美知代
(2) 知多市役所長寿課 (祝日、年末年始を除く)	月～金	午前8時30分～午後5時15分
		0562-54-4500
(3) 知多北部広域連合 (祝日、年末年始を除く)	月～金	午前8時30分～午後5時15分
		0562-36-2652
(4) 知多北部広域連合 (祝日、年末年始を除く)	月～金	午前8時30分～午後5時15分
		052-689-2263
(4) 愛知県国民健康保険団体連合会 (祝日、年末年始を除く)	月～金	午前9時00分～午後5時30分
		052-971-4165